《令和7年度4月入園》

《かわまた認定こども園入園申込みのご案内》

1 募集施設について

施設名	所在地	運営事業者
かわまた認定こども園	川俣町字川原田46番地	社会福祉法人
17.174に試定しても図		川俣町社会福祉協議会

2 入園申込期間・提出先について

申込期間	令和6年11月1日(金)~29日(金)まで		
申込書	① 現在かわまた認定こども園に入園している方→ かわまた認定こども園		
提出先	② 新入園児 → 子育て支援課幼児教育係 又は かわまた認定こども園		

3 提出書類等について

- (1)1号認定の方(幼稚園的利用)
- ①認定申請書
- ②入園申込書(兼家庭状況調査票)
- (2) 2・3号認定の方(保育園的利用)
- ①認定申請書
- ②保育施設利用申込書(兼家庭状況調査票)
- ③保育の利用を必要とする状況の申立書(※該当者のみ)
- ④保育が必要な状況を確認する証明書

保育を必要とする理由		必要書類	
会社員など		就労証明書	
就労	自営業・農業など	自営業・農業申立書	
出産予	定	母子手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページ)	
疾病、障がい、介護など		医師の診断書、障がい者手帳の写しなど	

4 教育・保育給付認定について

認定こども園へ入園するためには、町から教育・保育給付認定を受けることが必要です。 教育・保育給付認定は、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて下記の3つの区分 に分類され、認定区分に応じて利用時間などが異なります。

教育•保育給付認定区分

認定区分	対 象	備考
1号認定	満3歳以上の未就学児(2号認定を除く)	幼稚園的利用
2号認定	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に 該当し、保育を必要とする子ども	保育園的利用
3号認定	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に 該当し、保育を必要とする子ども	

保育の必要量(2・3号認定)

認定区分	対 象	就労時間等	
/	午前7時30分~午後6時30分	月 120 時間以上	
保育標準時間	(11 時間)	(フルタイム勤務等)	
心态标件图	午前8時30分~午後4時30分	月 64 時間以上 120 時間未満	
保育短時間	(8時間)	(パートタイム勤務等)	

保育を必要とする事由(2・3号認定)

就労等	ひと月の就労時間が64時間以上の場合		
妊娠•出産	出産前後のため児童の保育ができない場合		
疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいを有する場合		
看護•介護等	同居の親族を常時介護又は看護している場合		
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合		
求職活動	児童の保護者が継続的に求職活動を行っている場合(3か月以内)		
就学	児童の保護者が就学している場合		
その他	上記に類すると認める場合		

教育・保育を提供する時間

認定区分		保育時間	預かり、延長保育
1号認定		午前8時30分	午前7時~8時30分
(幼稚園的利用)		~午後 1 時	午後1時~7時
2号認定	保育標準時間	午前7時30分	午前7時~7時30分
3号認定	休月标华时间	~午後6時30分	午後6時30分~7時
(保育園	保育短時間	午前8時30分	午前7時~8時30分
的利用)	体自短时间	~午後4時30分	午後4時30分~7時

5 利用料(保育料)について

◇3歳以上児 無料

◇3歳未満児 保護者の市町村民税課税額により決定しますが、令和6年度から無償化 (町で助成)しています。(ただし、川俣在住の園児に限ります。)

≪利用料徴収金額月額表≫

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			4/1 現在の年齢が		
此层区公		3歳	3 歳未満		
	階層区分		以上	標準時間	短時間
第1		生活保護世帯等	幼児	0円	0円
第2		市町村民税非課税世帯	幼児教育	0円	0円
第3	а	市町村民税均等割課税世帯		10,000円	9,800円
第3	b	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	保育の無	13,000円	12,700円
	а	市町村民税所得割課税額 58,200 円未満	の無償化により無償	16,000円	15,700円
	b	市町村民税所得割課税額 67,800 円未満	により	19,000円	18,600円
第4	С	市町村民税所得割課税額 77,400 円未満	無償	22,000円	21,600円
	d	市町村民税所得割課税額 87,000 円未満		25,000円	24,500円
	е	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満		28,000円	27,500円
第5		市町村民税所得割課税額 169,000 円未満		32,000 円	31,400円
第6		市町村民税所得割課税額 301,000 円未満		35,000 円	34,400円
第7		市町村民税所得割課税額 397,000 円未満		40,000円	39,200円
第8		市町村民税所得割課税額 397,000 円以上		40,000円	40,000円

6 クラス編成・定員数について

	年齢(クラス数)		定員	
	3号認定	〇歳児(2クラス)	18名	
		1歳児(2クラス)	20名	
 クラス編成		2歳児(2クラス)	24名	
定員数対象年齢	1•2号認定	3歳児(2クラス)	50名 (1号20名・2号30名)	
7521 1 8 1		4歳児(2クラス)	50名 (1号20名・2号30名)	
		5歳児(2クラス)	50名 (1号20名・2号30名)	
	合計		212名	

7 入園の決定について

- ・書類審査、面接審査結果(新入園児のみ)により入園の要否を決定します。 (面接の日程等は後日連絡いたします。)
- ・申込児童数が定員を超えた場合は選考となります。世帯等の状況を踏まえ入園基準に基づき決定します。(申込み順ではありません。)
- ・入園が決定した方には、入園承諾書、支給認定書を交付(令和7年1月~2月の予定)いたします。なお、選考の結果、入園できなかった場合は「入園不承諾通知書」によりお知らせいたします。
- 2月21日(金)に新入園予定児保護者説明会を行います。(詳しい日程は後日連絡いたします。)

8 給食費の無償化について

・給食費については、令和5年度から無償化(町で助成)しています。 (ただし、川俣在住の園児に限ります。)

9 育児休業取得時における入園児の対応について

・令和6年10月1日から育児休業取得時においても、こども園を継続利用することが可能 となりました。

◎川俣町教育委員会 子育て支援課 幼児教育係

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町五百田30

TEL 024-566-2111内線2303

FAX 024-566-2438

ホームページアドレス https://www.town.kawamata.lg.jp/

◎社会福祉法人 川俣町社会福祉協議会

〒960-1436 福島県伊達郡川俣町字川原田19-2

TEL 024-565-3761

FAX 024-565-3793

ホームページアドレス https://kawamata-shakyo.or.jp/

◎かわまた認定こども園

〒960-1436 福島県伊達郡川俣町字川原田46

TEL 024-572-6188

FAX 024-572-6125

ホームページアドレス https://kawamata-shakyo.or.jp/